

第7回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月24日（水）午前9時36分から9時59分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

| | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|----|--------|
| 会長 | 12番 | 石堂 | かよ子 | | |
| 会長職務代理者 | 11番 | 西田 | 三郎 | | |
| 農業委員 | 1番 | 高田 | 真盛 | 2番 | 牛野 進一郎 |
| | 4番 | 砂坂 | 浩一郎 | 5番 | 小山 幸良 |
| | 6番 | 寺内 | 秀昭 | 7番 | 河野 律雄 |
| | 8番 | 古市 | 道則 | 9番 | 中畠 一三 |
| | 10番 | 中之藪 | 堅二郎 | | |

農地利用最適化推進委員（順不同）

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| イ. | 向井 | 克巳 | ロ. | 中峯 | 哲義 |
| ハ. | 片板 | 大作 | ニ. | 雨田 | 俊孝 |
| ホ. | 小脇 | 尚武 | | | |

4. 欠席委員

農業委員 3番 久保田 力雄

農地利用最適化推進委員（順不同）

| | | | | | |
|----|----|--------------|----|----|----|
| ヘ. | 崎田 | 善昭（全員協議会に出席） | | | |
| ト. | 中園 | 廣行 | チ. | 原田 | 晃生 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第7号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告案件 農用地等の利用権の合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

| | | |
|--------|----|-----|
| 事務局長 | 山田 | 直樹 |
| 農地振興係長 | 戸川 | 修一郎 |
| 農地振興係 | 中村 | 陽星 |

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、欠席の届が出ておりますので報告いたします。
議席番号3番 久保田力雄委員、農地利用最適化推進委員の 中園廣行推進委員、原田晃生推進委員です。後、崎田善昭推進委員から遅れるとの連絡がございました。
- それでは本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第7回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号5番 小山幸良委員、6番 寺内秀昭委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第7号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします、戸川係長。
2ページをお開きください。議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年2月26日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権2件・農地中間管理権5件を定めたいので承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
まずは基盤強化法による利用権設定です。期間の始期を令和3年3月1日から令和9年2月28日の6年間を終期とするもので畑●●㎡の1件と期間10年の1件 ●●㎡の計2件となっております。
それでは4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
番号は1番、利用権を設定する者は、福岡市〇〇丁目××番××号 A・77歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・60歳、経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は田で面積は●●㎡、賃借料は10アール当たり1万円、期間は10年の再設定です。図面は5ページに添付しておりますのでご確認をお願いします。
4ページに戻りまして2番は、CからDへの利用権設定で〇〇字△△××番 外7筆で△△に5筆、△△に2筆、△△に1筆の面積合計●●㎡です。各筆の明細についてはお目通しをお願いします。なお、図面は6ページに添付しています。賃借料は10アール当たり1万円の新規設定です。
続いて、農地中間管理権による利用権の設定です。資料は7ページをお

開きください。

公告年月日は基盤強化法によるものと同様で令和3年2月26日。期間は令和3年2月28日から令和8年2月27日までの5年間5件で田が4筆・畑が4筆の計8筆です。

8ページをお開き頂き1番は〇〇××番地 E・84歳から農地中間管理機構を通じ右端にある耕作者、Fとの賃借権です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目が田で面積は●●㎡で水稻の作付けを行います。賃借料として米穀〇〇キロ 〇〇円相当で図面は10ページに添付しています。

2番はGを貸し手とし、耕作者は先ほど同様Fです。内容等についてはお目通しをお願いします。図面は11ページと12ページに添付しています。

次に3番ですが、HとIの賃貸借です。土地の所在は〇〇字△△××番と△△××番、畑の2筆です。面積・利用内容等お目通しください。図面は13ページと14ページに添付しています。

続いて4番はJとKとの使用賃貸借権ですが、こちらはご夫婦というご関係です。5年の再設定です。図面は15ページに添付しています。

5番はJとLの賃借権ですが、土地は〇〇字△△××番××と同じく枝番××の2筆で面積合計は●●㎡、さとうきびと甘藷の作付けを行います。図面は16ページと17ページに添付していますのでお目通しください。なお、賃借料は10アール当り1万円です。その他、記載事項についてはお目通しをお願いします。

賃借権及び農地中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：M、譲受人：N 外3件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします、中村主事補。

事務局 17ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求

めるもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は21ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 P。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は27ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南さつま市〇〇△△××番地 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は32ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は37ページから添付しています。

以上4件につきましては、2月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、古市委員。

8番委員 M推進委員の息子さんでNさん。皆さんご存知のとおり、昨年3月まで〇〇に勤めておられました。この度新規就農ということで、現在スナックエンドウを作付けし、出荷しております。贈与という事で何ら問題はないものと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 整理番号2番、中畠委員。
9番委員 譲受人のPさんは〇〇の方で会社経営をしておられましたが、息子さんに会社経営を譲られたということで、本町の方に住所を移しております。譲渡人のOさんとは同級生でありまして、Oさんの奥さんの方が健康上悪いということで、今みかん経営と水稲経営をしております。
この土地にはハウスがございまして、3年前からメロンの栽培をしておりました。現在空いてましてハウス込みで土地を購入したということです。以上でございます。
- 議 長 整理番号3番、高田委員。
1番委員 譲渡人のQさんについては、数年前に旦那さんを亡くされまして、その後南さつま市〇〇の方に転出されております。今回名義が亡くなられた旦那さんからQさんに替わったということで、Rさんに所有権の変更をしたいということでした。
この土地については数年前からRさんが耕作をしていました。Rさんについては、これからも農業を精力的にやれますので、特に問題はないものと考えております。よろしく申し上げます。
- 議 長 整理番号4番、河野委員。
7番委員 譲渡人のSさんと譲受人のTさん、もう一方のTさんのお父さんであるUさんの3名にお会いしまして、内容の確認をしております。
内容はTさんのお父さんのUさんとSさんの方で十数年前に売買をしているということです。
その後、3条関係の申請もしてなくて現在に至っている訳なんですけれども、当然税金等がSさんに来ている関係もあって、今回はUさんの息子さんであるTさんに3条申請ということであるようです。
資料には対価はなしとありますが、そういう経緯の内容であります。ということで何ら問題はないものと理解しております。以上です。
- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。
議案第2号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 報告案件に移ります。農用地等の利用権の合意解約について、事務局より説明をお願いいたします。戸川係長。
事 務 局 資料は42ページからになりますが、43ページをご覧ください。
賃貸借の合意解約ということで、合意解約書が提出されておりますので、

ご報告いたします。

これにつきましては、平成 28 年 9 月 30 日付け公告の利用権設定の一部解約ということであります。

44 ページをお開きいただければ、詳細を記載しております。農地法第 18 条第 6 項による通知ということで、賃貸人が南種子町〇〇△△共有代表、△△公民館長でもあります V さん、それから賃借人が南種子町〇〇××番地 W さん、〇〇△△在住です。所在・地番については、〇〇字△△××番、地目は登記・現況ともに畑、面積につきましては●●㎡です。解約日については令和 3 年 1 月 15 日となっております。利用権設定の合意解約ということで、解約する際に共有の方から離作補償金として 2 万円求められて、同日支払いを行っているというような内容であります。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、西田委員。

11 番委員 離作補償金は全体面積で 2 万円ということですか。

議 長 はい、事務局。

事務局 はい。全体の面積である●●㎡について、2 万円です。

議 長 ほかに質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告案件を終わります。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項・報告事項の全てを終了いたします。